

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



おかみさわ通信

おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>**[重要チェック] 監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例紹介**

厚生労働省は、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。今号では、令和5年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を紹介します。確認しておきましょう。

令和5年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例**●令和5年度の監督指導実施状況のポイント**

令和5年4月から令和6年3月までに、26,117 事業場に対し監督指導を実施し、21,201 事業場(81.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。

<主な法違反>

- ・違法な時間外労働があったもの→11,610 事業場(44.5%)
- ・賃金不払残業があったもの→1,821 事業場(7.0%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→5,848 事業場(22.4%)

●主な監督指導事例／製造業に対して行われた監督指導の事例

機械器具製造を行う事業場(労働者約 20 人)において、営業職の労働者が精神障害を発症。長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入調査を実施。

1. 精神障害を発症した労働者の勤務状況を確認したところ、繁忙期に上司の不在が重なり業務が集中したため、36 協定で定めた上限時間(月 42 時間)を超える、最長で1か月当たり 111 時間の違法な時間外労働が認められた。……労働基準法 32 条違反及び 36 条6項違反で是正勧告
2. また、当該労働者には固定残業代(20 時間分)が支給されていたものの、それを超過する時間外労働に対して、割増賃金が支払われていなかった。……労働基準法 37 条違反で是正勧告
3. そのほか、時間外・休日労働時間が1か月当たり 80 時間を超えていたにもかかわらず、当該労働者に対し、時間外・休日労働に関する情報を通知していなかった。……労働安全衛生法 66 条の8第1項違反で是正勧告

☆ 上記で紹介した監督指導事例は、いずれも労働時間管理の誤った認識が発端となっています。労働時間管理が適切に行われていないと、賃金不払いの残業につながりますし、過重労働による健康障害防止措置違反となる場合もあります。ご支援の現場でも、36 協定の締結がないまま、本来は禁止事項である残業を指示しているケースを見ることもあります。

企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールにはさまざまなものがありますので、違反がないか、労務周りの法令を知り、定期的にチェックしておく必要があります。法令ルールの適用について、何か疑問や不明な点等あれば、お気軽にお声掛けください。



[情報チェック] 定年後の賃金水準 定年前の8割以上とする企業が増加

今回公表された白書のテーマの一つに「高齢者就業の現状と課題」が含まれており、「定年後の高齢雇用者の賃金水準」に関する分析の内容が話題になっていますのでご紹介します。

——— 令和6年度の経済財政白書/

定年後の高齢雇用者の賃金水準のポイント

□ 定年後の高齢者の賃金を定年前の6～7割程度とする企業が45%と最も多いが、定年前の8割以上とする企業が増加し、現在、企業の約40%に！

定年前の収入の6割を目途とする判例の影響などもあり、定年後の賃金水準を定年前の6割未満としている企業は全体の1割未満となっている。また、この5年間の動向をみると、定年前収入の7割程度以下の賃金とする企業の割合が約15%ポイント減少する一方で、逆に、8割程度からほぼ同程度とする企業の割合が約15%ポイント増加している。その結果、定年前収入の8割以上とする企業が、現在、全体の約40%になっている(下図参照)。

図 定年後の高齢雇用者の賃金水準(2024年)

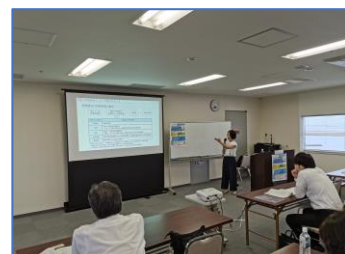


☆ 白書では、「人手不足感の高い企業ほど、高齢層を貴重な労働の担い手と考え、引留めやモチベーション上げのために、定年前からの賃金の引下げ幅を縮小させている可能性がある」と分析しています。人手不足の昨今、各企業は、高齢層を引き留めることに重きを置いているようです。このような現状も踏まえて、定年後の継続雇用や人材活用について考えていきたいところです。

おかみさわ事務所の活動

【労務管理をテーマにしたセミナーを実施しました】

創業初期の方を対象とした労務管理セミナーを県信用保証協会さんとはちサポさん共催で行いました。また、昨年引き続き講師を務めさせていただきました青森労働講座では、就業環境整備をテーマにした内容でお話しをさせていただきました。どちらのセミナーもみなさん積極的にワークに参加してくださったり、質問をくださったりと、真剣な眼差しでご参加くださり、私も講師としての充実感を感じさせていただく時間となりました。ありがとうございました。今後も下記の厚生労働省委託セミナーで講師を務めます。青森県内での開催ですので、お近くの方は会場でお会いできると嬉しいです。



【セミナースケジュール】(QRコードからお申し込み下さい。)

☆10月10日(木)9:30-17:00 (受講料・テキスト無料)

「建設事業者のための雇用管理研修 社会保険・労働法概要」

会場:アスパム(青森市)



☆11月19日(火)13:30-15:40

「配偶者手当見直し・職務給導入セミナー」



会場:八戸ユートリー(八戸市) (受講料・テキスト無料)

今月の日常の小さな幸せ♡

子どもの夏休みに、桃の摘み取り体験をしました。今年はいちごに始まり、さくらんぼ、ブルーベリーと摘み取りを楽しんできましたが、フィナーレは桃！？桃の摘み取りも初めての体験でしたので、桃をその場で食べられることに驚きでした。甘味があって美味しく、幸せを感じる思い出となりました。

